

平成二十二年一月二十五日提出
質問第三四号

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

東京地方検察庁特別捜査部による報道機関への取材拒否等に関する質問主意書

一 一般に、東京地方検察庁特別捜査部が、新聞やテレビ等の記者はじめ各報道機関（以下、「マスコミ」という。）から、ある刑事事件に関し、東京地検としていつ誰に聴取を要請する方針でいるか、また聴取に応じた人物がどのようなことを述べたか、他には、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどのような供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか等、ある刑事事件の捜査がどのように推移しているかに関する情報についての取材（以下、「取材」という。）を受けることを依頼された際、それを断ることはあるか。

二 一で、あるのなら、東京地検特捜部として、どのような場合に「マスコミ」による「取材」を断るのか、具体的事例を幾つか挙げて説明されたい。

三 一般に、東京地検特捜部として、「マスコミ」の「取材」を受ける際、予めそれを受ける時間と場所を決めているか。右の問いに対し、前政権は「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えており、お尋ねについて、お答えすることは困難である。」と、全く的外れの答弁を繰り返し、明確な答弁を

避け続けてきたところ、官僚政治打破、政治主導を訴えてきた鳩山由紀夫内閣としては、質問の趣旨を外すことなく、誠実な答弁をすることを要請する。

四 一般に、東京地検特捜部として、「マスコミ」の「取材」を受ける際、例えば一日三回まで等、その回数に制限を設けることはあるか。右の問いに対し、前政権は「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えており、お尋ねについては、お答えすることは困難である。」と、全外的外れの答弁を繰り返し、明確な答弁を避け続けてきたところ、官僚政治打破、政治主導を訴えてきた鳩山内閣としては、質問の趣旨を外すことなく、誠実な答弁をすることを要請する。

五 一般に、東京地検特捜部として、「マスコミ」に対して同特捜部への出入りを禁止することはあるか。あるのなら、どのような場合にそのような措置をとるのか。右の問いに対し、前政権は「検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えており、お尋ねについては、お答えすることは困難である。」と、全外的外れの答弁を繰り返し、明確な答弁を避け続けてきたところ、官僚政治打破、政治主導を訴えてきた鳩

山内閣としては、質問の趣旨を外すことなく、誠実な答弁をすることを要請する。
右質問する。